

2情法第117号
令和2年(2020年)11月10日

一般社団・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

北信圏域に「新型コロナウイルス注意報」を発出したことに伴うメッセージの周知について(依頼)

日ごろより公益活動の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、長野県の直近1週間(11月2日～11月8日)の新規感染者数は40人、人口10万人当たりでは1.96人となっています。とりわけ同期間の北信圏域の新規感染者数は11人、人口10万人当たりでは13.38人となっており、感染拡大のリスクが認められることから、同圏域の感染警戒レベルをレベル2に引き上げ、「新型コロナウイルス注意報」を発出しました。

また、レベルの引き上げに当たっての県民及び事業者に対するメッセージを別添のとおり決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて、貴法人の社員、役員、評議員等に対し、周知していただくようお願いします。

情報公開・法務課 法務係 (課長) 神事 正實 (担当) 矢野 萌子 電 話 026-235-7057 (直通) ファクシミリ 026-235-7370 電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp
--

「新型コロナウイルス注意報」発出に係る感染拡大防止のお願い

- ① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
 - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
 - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ② 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 事業所での対策の徹底をお願いします
 - ・休憩時間など居場所の切り替わりによる気の緩みや環境変化にご注意ください
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いいたします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご留意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

② 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外の感染者が多い地域との往来によって感染が生じ、それが家庭等において広がった事例がみられます。

感染者が多数発生している地域との往来に当たっては、業種別ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等、クラスター発生のおそれのある場所への訪問を控えるなど、慎重な行動をお願いします。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けがつかません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関内における感染防止のため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得などを一層徹底いただくようお願いします。

また、特に仕事で休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされています。休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めてください。

さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、お客さまの氏名及び連絡先の把握、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）に努めてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

感染警戒レベル2は、感染が確認されており注意が必要な状況ですが、外出自粛や休業要請などを行うものではありません。感染防止のための取組を行いながら、通常どおりの社会経済活動を行っていただくようお願いします。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別が後を絶ちません。人の心を深く傷つけるこうした行為は、人として決して許されるものではありません。誹謗中傷を恐れるあまりに受診をためらうことは、更なる感染の拡大を引き起こしかねません。必要以上に自粛してしまうことは、地域経済の停滞をより深刻なものにします。私たちが闘うべき相手は「ウイルス」です。

「思いやり」と「支えあい」の心で県民一丸となって新型コロナウイルスを乗り越え、誹謗中傷のない社会、健やかな暮らしと活気ある地域経済の実現に取り組んでいきましょう。